

第370号

2020年
1月25日

月1回25日発行

げんぱつ

原発住民運動情報

発行所 原発問題住民運動全国連絡センター
 発行人 中村敏夫/1部300円 年間3,000円
 〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 2-11-13
 MMビルII 402
 TEL 03-5215-0577 FAX 03-5215-0578
 郵便振替 00150-7-355202
 ホームページ <http://genpatu.com/index.html>
 メール=genpatu-c@bizimo.jp

裁分
高島
広島
広仮

伊方3号機 運転差し止め 地震・火山列島立地の危険指摘

四国電力伊方3号機

(愛媛県伊方町)の安全性に問題があるとして、山口県の住民三人が運転差し止めを求めた仮処分即時抗告審で、広島高裁(森一岳裁判長)は一月十七日、運転差し止める決定をした。それは、原発付近に活断層がないとした四電の調査は不十分で、また阿蘇山(熊本県)の大規模噴火時に想定した火山灰想定も過小評価と判断した。原発の運転差し止めの司法判断は、福島第一原発事故後は五件目のうち高裁で二件目。同原発の運転差し止めは二〇一七年の同高裁決定に二つ返し一回目。

仮処分決定は効力が直ちに生じるため、3号機は定期検査を終えても、決定が覆らない限り、送電開始予定の三月以降も運転を再開できない。

「不十分」調査の断層活降 物碎火下想定も過小

決定は、地震に対する安全性について、国の地震調査研究推進本部の「中央構造線断層帯長期評価(第一版)などを考慮すると、伊方原発の至近距離において活断層の可能性を否定できないとした。この場合、地表断層から原発敷地までの距離は二キロ以内と認められる。四電は十分な調査をしないまま活断層が存在しないとして伊方原発の原子炉設置変更許可等の申請を行い、原子力規制委員会はこれを問題ないと判断したものだから規制委の判断には、その過程に過誤ないし欠落があったといわざるを得ないと断じた。

また、火山の危険性について、阿蘇の破局的噴火に至らない程度の最大規模の噴火(噴出量数十立法キリ)を想定すべきとした。その噴

- 行き場ないMOX燃料 原発開発の新たな「負の遺産」(二面)
- 福島第一原発 廃炉工程表改訂五回目(三面)
- 玄海町長 初当選直後「百万円」受領(五面)

【第33回全国総会・交流集会】

- 全国代表委員会
- *日時 一月十五日(土)13:00~
- *場所 川崎市「サンピアンかわさき」
- 全国総会・交流集会
- *日時 一月十六日(日)10:00~16:00
- *場所 川崎市「サンピアンかわさき」
- 電事連・東電・省庁交渉
- *日時 一月十七日10:00~
- ※参加希望者は、FAX 03-5215-0578。

出量を20~30立法キリとして、四電が想定した噴出量の約二~五倍に上るから、四電による降下火砕物の想定は過小であって、このような過小な措置を前提としたなされた伊方原発の原子炉設置変更許可の申請およびこれを前提とした規制委の判断も不合理であると断じた。その上で決定は、伊方原発は現在稼働中であり、その運用によって抗告人らの生命、身体等に重大な被害を受ける具体的な危険があるとして保全の必要を認めた。四電に運転停止を命じる期間を、本案訴訟の第一審判決の言い渡しまでとした。

今回、規制委の審査に重大な過誤と不合理が指摘されたが、菅官房長官は規制委が適合とした原発の再稼働を進めると強弁した。



●広島高裁は規制委審査が不十分として伊方3号機の運転差し止めの仮処分を決定した。地震を引き起こす活断層と火山噴火の危険を巡り四国電力の想定や対策を十分とした規制委の判断を不合理とした●火山噴火では、伊方原発から約百二十キロにある熊本・阿蘇山の噴火による影響が問題となった。一七年に運転差し止めを命じた広島高裁決定は、破局的噴火の場合、火砕流が伊方原発に到達する可能性があるとした。今回決定は、一七年決定を覆した一八年九月の広島高裁決定同様、破局的噴火は低いとした。しかし、破局的噴火に至らない最大規模の噴火想定が過小と言及、四電のこの想定に疑問を示さない規制委の判断を批判した●阿蘇山から同じような距離には、再稼働している玄海3、4号機(佐賀県)、川内1、2号機がある。

高裁決定は他の原発には触れなかったものの、これらの原発の運転停止を求める訴訟への波及が予想される。広島高裁の運転差し止め決定は一度目だが、内容には違いがある。司法が原発の火山・地震列島の危険を直視するようになったのは住民目線として嬉しいこと。